

(様式第1号)

平成21年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成22年2月15日(月) 14:00～15:30
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室E
出 席 者	出 席 会長 高島進子, 副会長 柳屋孝安 委員 宮地光子, 宮本由紀子, 西川やす子, 村上由起, 中井紘子, 中山克彦, 堀晃二, 吉川博美 (敬称略) 欠 席 なし
事 務 局	竹内市民生活部長 岡田男女共同参画推進担当課長, 男女共同参画推進担当松本
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	1人

1 会議次第

- (1) 男女共同参画推進条例概要版(児童・生徒向け)の作成について
- (2) 男女共同参画研修(職員対象)について
- (3) その他

2 提出資料

- ・ 条例概要版(案)
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(概要)

3 審議経過

事務局/岡田:ただ今から平成21年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに,この審議会ですが,昨年3月に制定された「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき,芦屋市の附属機関として,「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」を行うために新たに設置されました。

お手元の資料,芦屋市附属機関の設置に関する条例をご覧ください。第2条の表中に,男女共同参画推進審議会とあり,担当事務として「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」とあります。男女共同参画推進条例が制定されるまでは,男女共同参画行動計画の策定及び施策の推進に向けて意見をいただくために「男女共同参画推進委員会」が要綱で設置されておりましたが,条例の制定に伴い附属機関として審議会が新たに設置されたということです。また,委員は学識経験者,市民,団体の代表から構成され,任期は2年となっております。

また、この会議は、芦屋市情報公開条例第19条の規程に基づき、原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合のみ、非公開についてお諮りさせていただきます。本日は、傍聴のご希望がありますので、後ほどお入りいただきます。

会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

それから、この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等についてご説明をさせていただきました。

- = 委員紹介（全員出席） =
- = 事務局紹介 =
- = 傍聴希望者入室 =

それでは、会議開催にあたりまして会長からご挨拶をお願いいたします。

高島会長：お忙しいところご出席いただきありがとうございます。昨年度は条例策定のため濃密な時間を一年間過ごしました。芦屋市では、小さな子どもから高齢者のかたまで幅広い層で男女共同参画推進の心を持って、そういう社会を実現していこうという強い思いで条例を策定しました。それを普及させるための一つの方法として、中学生にこの条例を啓発するためのイラストを描いていただきました。そしてたくさんの方たちに理解していただけるような情報紙を作ろうとしています。そのことについて本日はまず話し合いたいと思います。中学生から64通のイラストが集まり、レタリングも含めましたら99通もの応募がありました。私はすべて拝見しましたが、非常に面白い、楽しいイラストとレタリングがありました。それが第一の議事で、二番目に市職員を対象に男女共同参画研修を行なわれましてのでその報告を簡単にさせていただきます。そして最後に、平成23年度に予定していましたDV対策基本計画の策定を22年度に前倒しで行ないたいと市から熱心な声があり、22年度に策定を行なっていくことになりましたので、前もって皆様のご意見を時間が許す限りお聞きしたいと思います。本日は2時から3時半までですので進行についてご協力をお願いします。それでは、早速最初の議事に入ります。中学生向け条例概要版の作成について事務局からご説明いただき、その後意見交換を行ないたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

事務局／岡田：事前配布資料として上部が空欄になったものがありますが、これは中学生の皆さんの全ご家庭にお配りした条例の概要版(案)

です。空欄になっているところのイラストとレタリングを募集しました。第1回の審議会において、とくに子どもたちに対して条例の啓発をいかに進めていくかというご意見をいただきましたので、中学生を巻き込んでいくために、今回イラスト募集をさせていただきました。募集にあたっては、市立3中学校にご協力いただき、普通にパンフレットを配布ただけですぐにゴミ箱に行ってしまうので、なんとか内容にも目を通してもらえるようにと、イラスト募集という形をとりました。イラストにしてもレタリングにしても描くためには、内容に目を通さなければできませんので、冬休みの自由課題という形にさせていただきました。その際、保護者の目にも少しでも留まるように、条例の全文と一緒に配布させていただきました。そういう形でイラスト募集しましたところ、64名の生徒からイラストとレタリングをあわせて99点の応募がありました。作品を拝見して、これは私どもの印象ですが、自由課題としてではなくクラスでまとまって宿題という形で、言わば強制的に描かされたようなイラストもありましたが、それはそれでクラスで取り組んでいただいて条例の内容を考えていただけたことと思います。また逆に、ある中学校では、応募作品が力作ぞろいで、もしかしたら美術部の生徒に声をかけていただいたのかなという印象でした。それぞれの中学でいろいろな形でご協力いただき、生徒に少しでも理解してほしいという、こちらの意図を酌んでいただいた形で、応募いただいたと思います。また、これにあわせて校園長会で教職員の方に少しでも周知をはかるため説明を行って、募集の運びとなりました。お手元にカラー刷りで配布させていただいているのが、採用作品です。上がイラストで、下がレタリングです。どちらも中学3年生の作品で、イラストが男子生徒作、レタリングは男子か女子かわからないのですが、その2点を採用させていただきました。今回の審議会では内容の文言等についての審議をお願いしたいと思います。ご覧いただいている概要版(案)については、私どもの職員で条例の内容が、中学生でもわかりやすいように概要版(案)を作成し中学生に配布しました。条例の趣旨をうまく短い言葉で、しかも中学生に理解してもらいやすいように説明するのは非常に難しく、内部でも色々議論がありました。推進本部会議、幹事会の中でも意見をいただきながら、進めてまいりました。委員の皆さんにもそこをご理解いただきながら審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

高島会長：ありがとうございます。ご意見申し上げます。

宮本委員：何年もかかって作ってきたものが、形になって感慨深いものがあります。採用されたイラストも自然と素直で、男女は同じなんだよとわかる作品だと満足しております。

村上委員：(採用作品が)男子生徒の作品と伺って少し見方が変わったのですが、私はこのイラストを拝見したときに、ステレオタイプの

いわゆる男女共同参画推進の教科書に出てくるような、きつい言い方をすれば面白みのない作品を選ばれたなと思いました。そこにほかの応募作品が置いてあるとは知らなかったのでもまだ見ていませんが、中学生に啓発するという意味でイラスト募集をして、クラスで取り組んでもらったり、冬休みの自由課題として考えていただいたという点では評価できると思いますし、提案のしがいがあったと思います。たくさん応募があった中で、選考する人間の頭が固かったら選ばれる作品が結局同じようなものになって残念さがあります。ほかの作品を見ていませんでどんな斬新な作品があったのかはわかりませんが、選考の仕方にも工夫をしていただきたかったと思います。これは男子生徒の作品ということで、男子にも男女共同参画の考えが浸透しているのだなという安心感は覚えました。女性が赤ちゃんを抱いて、男性が掃除をしているというイラストは、親世代は斬新だと感じるかもしれませんが、中学生が見てあっこれは何だろう、見てみたいと思うようなものではないと思います。若い世代に浸透させたいのなら、若い世代を引きつけるようなイラストを選ばれても良かったのかなと私は思います。レタリングに関しては、重箱の隅をつつくようで申し訳ないですが、「男女」のところが「男」が上になっています。動きがあるように配置されていることはわかりますが、男女共同参画推進条例を周知するためのパンフレットにわざわざこのような配置のレタリングを選ばれたことは疑問です。それから、中の文言についてですが、いつも問題になることですが、「参画」という意味がわかりにくいことです。4ページのところに「ただの「さんか(参加)」じゃなくて「さんかく(参画)」だね！」と書いてありますが、では「参画」ってどういう意味ということになります。「参加ではなく、上から言われたことをそのままするのは、自分たちの意見を持って参加する」ということです。「参加」と「参画」の違いが明確に書かれていないと思います。「参画」の意味が書かれていませんで、中学生に理解してもらうために「参画」について説明したほうがわかりやすいと思います。

高島会長：ありがとうございます。今、3点についておっしゃいましたね。

事務局/岡田：今の「参画」の説明については2頁をご覧ください。私どもでも、中学生に「参画」はわかりにくいだろうという議論はありました。「『参画』って、ただ参加するだけじゃなくて、「自分の考えをもって積極的に加わる」ということなんだね」と最初に説明を入れています。このうさぎがナビゲーターのように条例を紹介していくという形をとっています。4頁には「参画」の説明をしていないのですが、そういう流れとなっています。それから、イラスト選考の仕方ですが、99点ものご応募で、思ったよりも多く非常にうれしいことでした。その中でどの絵を選ぶのかということは非常に悩ましいことでした。案を作るときにもそうでしたが、こちらの考えも伝えたいですが、「考え」の中に幅

がありますので、色々な方に伝えたいということ念頭において選考しました。冒険をしなかったといえはそうかもしれませんが、色々な方に幅広く理解していただくためには一番いいイラストだったと思います。選考にあたりましては、男女共同参画担当、学校の現場から1名、教育委員会、広報担当という構成で臨みました。レタリングの「男女」の上下についてご指摘いただきましたが、これは本人が描いたオリジナルなものです。子どもらしいというか躍動感があって、このイラストにもよくマッチするのではないかと選ばせていただきました。

高島会長：はい、色々な意見があると思います。

宮地委員：私もこのイラストについては、そんなに男女共同参画の理念が伝わらないかなと思います。男性が一生懸命掃除して、女性が楽しんでいるような、男女共同参画はそういうものだというイメージでとらえられるとそれは違います。一つの幅広い、訴えかける理念としてこれがいいと言われると、逆にあげあしを取られるように思います。これで決まりだということであれば少し意外な気がします。このレタリングは躍動感があっていいかもしれませんが、やはり「女」が下かと思っています。それから、中身ですが、わかりやすく説明するということでご苦労されたと思いますが、条文と趣旨が変わってきているところがあります。細かいところで、ご苦労された表現だとは思いますが、7頁の15条16条の説明で「市は、市民等からの意見に対して、審議会にアドバイスを求めることができます。」とありますが、これは「意見」ではなく「苦情」です。市民の苦情に対して審議会に意見を求めることができるというのが条文です。このように説明すると条文の趣旨と変わってきます。やはり条文で言っているのは市の施策に対する具体的な苦情についてで、いわゆる一つの紛争解決の手段として位置づけています。この案だと市への抽象的な施策についての意見を市民からきくようにとらえられ「施策についての苦情及び提案」という趣旨と少し異なると思います。なぜ条文に忠実にされなかったのかなと思います。16条は、「市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び提案(以下「苦情等」という。)を申し出ることができる」となっています。具体的な苦情を想定していて、「審議会に意見を聴くことができる」ということです。概要案のこの説明を読んで私は、条文はこんな内容だったかなと思いました。趣旨を変えるのはどうなのかなと気になりました。

事務局/岡田：ご指摘の点は最後まで文言について、悩んだところです。16条のように苦情を申し出ることができる PON と書いてしまうことによって、こどもたち、中学生が苦情を文句と混同したような捉え方をしないかなと考えました。手段の一つとして苦情を申し出ることができるという仕組みが、16条で保障されているということがうまく中学生に伝わるかどうかということを懸念し、色々表現を考えましたが、

抽象的な表現となりました。委員がおっしゃることは、私どもも実は非常に苦慮したところですが、どうしたら伝えられるかと最後まで悩みました。

村上委員：苦情を言えばいいのだという誤解を招くと困るとのご意見でしたが、それは行政側の意見だなと思いました。昨今モンスターペアレントなどと言われ教育現場でも問題となっていますので、何でも苦情を言われぬように防波堤をたてられるということはわかるのですが、そのように誤解されないようにどう中学生に啓発していくかはこれからの課題だと思います。何でも苦情を言えばいいのではなくて、施策に対して意見を述べることはとても大切なことです。決まったことだからだまって我慢すればいいというような教育が一番問題だと私は思います。ちゃんと自分の意見を持って苦情及び提案をするという教育をすればいいのであって、ここで防波堤を張る必要は全くないと思います。「意見」という抽象的な表現ではなく、きちんと「苦情及び提案」と書いてその後で中学生にきっちりと教育をすることが重要だと思います。それと、さきほどのイラストの選者が、事務局、学校現場、教育委員会のかたで、さもありなんというところですが、募集して考えてもらうことはよかったのですが、選ぶ人の立場で選ぶ作品が決まってくるかなと思います。無難なところを選ぶ方が、選んでくださったなというのが率直な意見です。幅広い方に理解してもらいたいとおっしゃいましたが、これは子どもたちのためのパンフレットですよ。大人が見て理解するというのもあるかもしれませんが、主に子どもたちが見て理解してもらうためのパンフレットを作るという趣旨だったと思います。それなら幅広くではなく、子どもたちに受け入れられる作品がよかったと思います。前回の審議会でも募集をしましょうという提案があって、今回既に作品が決定していることに驚いています。99点すべて見せていただかなくてもいいですが、何点かピックアップした中で意見交換して決めていくと思っていたものですから、この作品一点だけが事前資料として送られてきて驚きました。もう少し審議会として色々相談を受けてもよかったのではないかと思います。中学生に受け入れられる作品を選ぼうとするなら、難しいかもしれませんが同世代の子ども、例えば美術部の部長による投票などの工夫ができなかったことが残念です。

高島会長：イラストについていかがですか。

吉川委員：私もそう思います。送られてきて、もう決まってしまったのだと思いました。ほかにどんな作品があったのかなと思いました。審議会として（事務局に）お任せしたのか、お任せしていないのか確認してみようかなと思うくらいに、知らないうちに決まっていたという印象です。作者のかたにこの作品が決まりましたとお伝えしてあるのなら、もう何もできません。皆さんに知らないうちに決まってしまうという決め方でいいのかお聞きしようと思っていました。一方、もう決ま

りましたとお伝えしてしまっていて、何もできない状態で、作品について審議しているこの状況についてもどうなのかなという気持ちもあります。この作品で決定なのかどうかについてお聞きしたいです。

事務局／岡田：このイラストについては決定です。内容の文言については案の段階ですので、修正できます。

高島会長：イラストとレタリングについては、今吉川委員がおっしゃったように、どこで最終的に決めるかは決めなかったと思います。

事務局／岡田：これは私どもの考え方ですが、条例の啓発のためのパンフレットですので、男女共同参画推進審議会で内容の文言についてはお諮りすると考えていたのですが、イラストを決めることについては、市の広報刊行物ですので申し訳ありませんがこちらで決めさせていただきました。

高島会長：堀委員、中山委員、中井委員はいかがですか。

中山委員：イラストと文言はセットではないのですか。別ですか。

事務局／岡田：文言は案の状態です。イラストを募集するときに、条例文を読んでイラストを描いてくださいといっても（中学生に条例の内容を）理解をしていただけないと思いましたが、この（パンフレットのような）状態でこんな条例の内容でこれに合うようにあなたのイメージでイラストを募集します、としました。

中山委員：ある程度文言が与えられてその文言の内容に合うようなイラストを募集して、それを60数点の中から決めましたが、文言についてはもう一度検討してくださいよということですか。

事務局／岡田：発行するにあたって、この文言でよいでしょうかとお諮りしています。

高島会長：しかし市の広報課がほかの色々な情報紙と検討してこのイラストが適切だと決められるという大前提があったということですね。

事務局／岡田：そうです。そういう前提でした。

中山委員：審議会に来るということは、意見が言えるということで、まだ決定でないと思って来たのですが、反対にそれでもいいのかなと思いました。以前に中学生対象の啓蒙活動をしましょうと提案しました。それについては、事務局で事前にこれこれに注意しながら行ないますという話がありました。審議会があまり口を出すのはどうかなと思います。どうしたらいいのでしょうか。

高島会長：中井委員はいかがですか。

中井委員：私は、恥ずかしながらこういうものが決定される仕組みを知らなかったのですが、たくさんの応募があったということですので、数人で決めてしまうよりは審議会というより、中学生など大勢の人に見てもらって投票で一番多かった作品に決めると皆さんが納得できる作品になったのかなと思います。

高島会長：時間をこの議事ばかりにはかけられませんので申し上げま

すが、第1回目の審議会で応募作品について審議会委員全員、事務局、広報課など市からの代表のかたで検討するかどうかを議論の対象にしなかったのは、私のミスだと思います。でもこれはもう市としてこのイラストにしたいと決めました。私はすべての作品を見ましたので私の感想を申し上げます。正直に言いますと、後ろに並んでいるのは、いわゆる漫画です。漫画を好きでよく読んでいて、そのことはいいと思うのですが、そういうタッチで描かれています。内容的に見ても、決定作品は平凡ですがこれをけなして後どれを選ぶかということ大変困難です。赤ちゃんをお母さんが抱かなくてもいいのではないかとの思いもあったのですが、しかし、本日他の作品を見て、この作品は平凡ですが、力強いです。生活感があって、線が太くてどっしりとしています。そういう感想を持ちました。そこに出ているのは候補になったイラストで、封筒に入れているものは問題にならないと私は思います。皆さんからかなり積極的に意見をいただいておりますが、事務局としては、イラストはもう変えられませんね。

事務局/岡田：はい、イラストを差し替えることは考えておりません。

宮本委員：私もイラストを全て見させていただきましたが、(採用された)他のイラストはわかりにくいです。

高島会長：そうですね。問題意識が感じられません。

宮本委員：パッと見て何が言いたいのかわかりません。私も絵を描きますが、この作品は平凡といえば平凡ですが、私は産婦人科医ですので赤ちゃんを抱いてほしいですからその点について異論はありません。シーソーの絵もありますが、これも少し幼稚かなと思います。何が言いたいかわからないのと幼稚なイラストが多かったです。選考の方法として、皆さんの意見も聴いたほうが良かったかもしれませんが、結果としてこのイラストを選ぶことになったのではないかと思います。

吉川委員：この作品が中学生の男子が描いたものということを知ったとき、心が動きました。私のイメージでは、女の子が描いたのかなという印象だったので。

宮本委員：作者名はここに入れるのですか。

事務局/岡田：表紙に「表紙イラスト・題字：市内中学校生徒作品」と入れています。お名前についてはどうしようかなと思っていました。

宮本委員：男子生徒が描いたとわかったほうが、インパクトがあっていいのではないのでしょうか。

高島会長：この絵はどっしりしていますよ。

宮本委員：名前を入れることについて問題はないのですか。

事務局/岡田：名前を書きますよという形で募集すればよかったです。本人に了解をとっていません。

宮本委員：本人が了承すればいいのですか。

事務局/岡田：そうですね。何年生　　さんというくらいならいいと

思います。

高島会長：村上委員や宮地委員がおっしゃったようにこの作品は平凡です。しかし，中学生が条文を読んでこういうイメージを持ったということは，かなり読解力があつたと思います。それと比較すると，そこに並んでいるほかの作品は自分の漫画を描きたかつたというところがあります。そういう意味では，この作品は中学生なりにここまで理解して描いたという点では素晴らしと思います。私たちの立場からから見ると平凡で，もっと衝撃的な，前衛的な男女共同参画のイラストがほしかったという勝手な期待はありましたが，中学生として考えて描いたという点でよいと思います。

柳屋委員：他のイラストは見ていませんが，イラストの下に説明文がありますので，これとセットで見るとこのイラストがこういう意味なのだとして入ってきやすいと思います。投票で選考するというご意見がありました。男女共同参画の理念を十分に理解したうえで投票していただかないと，お子さんが投票するとどうしてもきれいなものに投票してしまいがちだと思います。審議会で検討するということが一つの方法だったと思います。これはかなりの部数を印刷されるのですか。

事務局／岡田：今回は5，000部を考えています。

柳屋委員：では，次回変わる可能性があるのですか。

事務局／岡田：市内で1，600～1，700名くらい中学生がいます。学年が変わりますので，年度初めに配布して，在庫がなくなれば，次をとということです。

柳屋委員：その時には審議会で諮るということも一つですね。

高島会長：ポスターを作るというお話もありましたね。

事務局／岡田：前回審議会でご意見をいただいてから，どういう方法とするのかは内部で非常に苦慮しました。イラスト募集するにあたって条例を理解して描いてもらうイラストでないと，絵としては素晴らしいイラストであっても男女共同参画のイメージが伝わらないイラストでは困ります。そこで，中身のイラストはあらかじめこちらで準備して，ある程度イメージしやすいような形で募集して集まったのがこの99点でした。単に募集しても集まらないのではと考えました。そのことは行政内部でも苦慮したところでした。

宮本委員：イラストと題字は別の人の作品ですか。

事務局／岡田：別の人です。

宮本委員：では，それぞれに市内中学校何年男子生徒，女子生徒というように分けて表示しないといけないですね。

事務局／岡田：それも考えてみます。

中山委員：文面はレクチャーなしで渡して，描いてもらったというわけですか。

事務局／岡田：そうです。

中山委員：済んでしまった話ですが，その前に生徒に教室でレクチャーすれば，もっと理解してもらえ関心を持ってもらえるようになってよかったと思います。

事務局／岡田：委員がおっしゃられた点について，こちらとしてはそのような希望はあったのですが，学校の中でレクチャーをすることになると教育課程の中でどの部分に入れるかというのが難しいのです。「総合」の時間に入れるのか，しかし「総合」の時間も年間カリキュラムがすでに決まっています，こういうことに時間を取っていただくことはできませんでした。そこでいきついたのが，「冬休みの自由課題」でした。

柳屋委員：冬休みの課題として出す前に，こういう条例ですよという簡単な説明はされているのですよね。

事務局／岡田：まず，校園長会でこういう趣旨で条例の制定をし，イラストを募集していますと説明し，各学校にお持ち帰りいただいて，教職員に，こういう趣旨で生徒に「冬休みの自由課題」として募集しますと，お話いただいています。男女共同参画の中身を理解した者が直接生徒に説明したわけではありませんので，どこまで伝わったのかということは正直あるのですが。

中山委員：ここまで来ているのですから，中身の文言をわかりやすく修正したり，間違っているところを訂正していきましょう。

高島会長：それでよろしいですか。

村上委員：今回，決定なのでこれ以上何も言えません。次回同様なことがある場合は，今回の意見をふまえて審議会の意見も聴いていただくようご検討願います。今回ステレオタイプ的なイラストだと意見が出ましたが，次回募集したときの作品と比べると男女共同参画の理念がどれだけ浸透したかがわかると思います。学校の教育カリキュラムが大変だということもわかりますが，親サイドからも，行政サイドからも浸透させていけるように工夫していただけたらと思います。子どものイラストがどこまで成長するかを浸透のバロメータにしたら良いと思います。

高島会長：審議会で集まって選ぶのだろうという思い込みがあったので，選考方法について審議しなかったのですが，結果的には子どもたちで考え抜いた図柄という点でよかったと思います。後ほどよろしければ他の作品を見てみてください。それでは，文言についていかがですか。

西川委員：ほかのところはすべてルビがふってあるのですが，表紙の題字にはルビがありません。保護者のかたにも読んでいただくというお話でしたが，ここにもルビをつけてほしいと思います。それはなぜかというと，知的障害の人は漢字が読めないことが多いです。それから在日外国人の保護者も多いです。漢字だと読めません。そういう配慮がほしいと思いました。中身の絵は変えられるのですよね。

事務局／岡田：若干の修正は可能です。全て一からとなると無理です

が。

西川委員：中の絵もステレオタイプだと思います。女の子を表現するには、髪の毛を長くしてあります。男の子と女の子、男性と女性を区別するためにそうしているのかもしれませんが、女の子はみんな髪の毛が長くて、男の子の夢の中のお花屋さんと幼稚園の先生の男性はエプロンをしていますが、ほかはすべて女性がエプロンをつけています。もう少し工夫していただきたいなと思いました。文言はまだ細かく読めていませんが、私の意見は以上です。

高島会長：ほかにご意見がありましたら、どんどんお願いします。では、私からですが、4頁の右のビキニの女の子のイラストのところに「いやらしい表現」と書かれていますが、この言葉、表現に抵抗を感じます。これがいやらしいということになります。もう少し中立的な言葉はないでしょうか。これをいやらしいと決め付けるのは公平でないように思います。「刺激的な表現」では中学生にわかりにくいでしょうか。

村上委員：「性的な表現」はいかがでしょう。

高島会長：「性的な表現」ですね。色々な報告書にこういう表現があるのですが、調べる時間がありませんでした。

宮地委員：「性的な表現」は行き過ぎだと思います。条文は「著しく性的感情を刺激する表現を行なわないよう努めなければならない」ですので、「性的な表現を禁止する」とすると言論の自由に対する、過度の抑制になります。難しいですね。

柳屋委員：その左下の「暴力をふるう表現」というのは日本語的におかしくないでしょうか。

宮地委員：条文は「暴力的行為を助長」する表現となっています。

宮本委員：条文の文章は長いですが、やはりいい表現ですね。それを言い換えるのは難しいですね。

事務局/岡田：「暴力を容認する表現」か「暴力を助長する表現」はいかがでしょう。

吉川委員：中学生がわかる範囲がいいですね。

宮本委員：「助長」くらいはわかるのではないですか。

宮地委員：なるべく条文に近い表現のほうがいいと思います。

高島会長：「助長」でいいと思います。

吉川委員：いろいろなページに飛んでいますが、1頁から順番に見て行きませんか。

高島会長：では、1頁はこれでよろしいですか。

堀委員：先ほどおっしゃった、題字の「男女」はどうしたらよいのですか。横に並べる、またはどちらを先にするかは？

吉川委員：これは描いた子どもの作品だから変えられないのです。

事務局/岡田：基本的に変えません。色についてはつけさせていただきますが。

堀委員：さわれないけれど，何とかしたいという気持ちはあるということですか。一つのタイトルとしてはどうするかということですね。

事務局／岡田：私はパッと見て，男の子が上で女の子が下だとは思いませんでした。むしろそういうことを意識するのかなというふうに思いました。

高島会長：最近は新しい表現の仕方がありますか。

宮地委員：単純になぜ「男」が上なのかと思います。それを意識していないから怖いのだと思います。抵抗なく受け入れているところがむしろ問題ではないかと思います。

高島会長：レタリングはそういうことについての意識を喚起させないようにデザインを変えたほうが良いということですね。

宮地委員：市の広報として出すものですから，生徒がこのように描いたとしても，それを採用した責任は市にあると思います。指摘されるかもしれないということは市として覚悟されたほうが良いと思います。このレタリングを描いた生徒の中に「男」という字を上を持ってきたかったという思いがあったのだと私は思います。

村上委員：他の条例ではなく，「男女共同参画推進条例」でなぜわざわざとは思いますが。

西川委員：この人数で気にかかる人がいらっしゃるので，市民全体だと10人に1人くらいが，そう思うのではないのでしょうか。そういう感性を持って選ぶ必要があったと思いますが，今回はもうこれで決まったのなら仕方ありません。次回作り直すときには，ご検討いただきたいと思います。

宮本委員：題字採用の方にももう採用を伝えてあるのですか。

事務局／岡田：はい。そうです。

高島会長：では2頁に行きましょう。

吉川委員：「3．男女がいっしょに考えたり決めたりします」の中の「男女が同じ立場でいっしょに考えて決めようね。」というのを「考えながら決めていこうね」と進行形にしたらいかがかなと思います。

高島会長：はい。ほかにございませんか。では，3頁に行きましょう。私は，「家事や育児，仕事，地域の活動ができるようにみんなで協力しようね」というのは迫力がないというか，ポイントがないと思います。「家事や育児，仕事，地域の活動を男女が分かち合ってやろうね」「男の人も女の人も分かちあおうね」というように意識を明確にしたほうが良いと思います。それから，5．のところで「世界の考え方を取り入れながら」とありますが，取り入れながらでは遅いのです。しかし世界に先んじることは難しいですから「世界の歩みとともに」というほうが良いと思います。

柳屋委員：「世界の考え方」は抽象的ですね。

高島会長：そうですね。「世界の歩み」，「世界と歩調を合わせて」と

いう表現はいかがでしょう。

宮本委員：「世界と共に」はいかがでしょうか。

高島会長：それでいいと思いますね。

吉川委員：「4．男女が助け合って家事と仕事などを両立します」に「家事と仕事」と書いてありますが、その横のふきだしの中には「家事や育児」と書いてあります。両方とも「や」にしたらいかがですか。

高島会長：意味が変わってきませんか。これは男性も女性も家事も仕事も両立させますということですよ。「男女が助け合って家事と仕事などを両立します」というのはわかりにくいですね。

宮地委員：主語がありませんね。

高島会長：「助け合って」というか、男性も女性も家事と仕事を両立しますということではないでしょうか。

事務局／竹内：その右のふきだしのところをおっしゃっているのではないですか。

吉川委員：「家事や育児」となっているということを申し上げていました。

高島会長：家事も育児も両方とも家庭のことだからで「や」にしているのではないのでしょうか。「家事や育児，仕事，地域の活動ができるようにみんなで協力しようね」もピントがぼやけると思います。これは、男性と女性がともに活動ができるという意味だと思えます。協力というところにウエイトを置くと・・・

村上委員：ふきだしの中の「家事や育児」は家事と育児がセットになって誰かがするというような印象になります。左側の「家事と仕事など」はそれで意味が通ると思えます。ふきだしの中は「家事，育児，仕事，地域の活動」とするとすべて同じというイメージになると思えます。

高島会長：さきほどおっしゃったようにこれは主語がありません。「みんなで協力しようね」とは誰が活動できるようになることなのかわかりません。

事務局／竹内：さきほどのご意見では、「家事，育児，仕事，地域の活動を男の人も女の人も分かちあおうね」とするということなので、これでいいと思いますが。

宮本委員：「両立します」を「両立させます」にしたほうがいいです。

事務局／岡田：ここは「男女が助け合って」というのを省いてということですね。

高島会長：助け合ってというのはあってもいいですが、取ってもいいですよ。その横に「協力しようね」というのがありますよね。

吉川委員：今それを「男女で分かちあおうね」に変更すると決めました。

村上委員：なぜ4．の横が「男女が助け合って」を取ってしまうという話になったのですか。

事務局／岡田：これは主語が不明確で，男女が助け合っというよりも男女ともに両立して社会の中で生活するという意味だからです。

西川委員：「男女が助け合っ」ではなく，「男女ともに家事と仕事などを両立させます」としたらいかがでしょうか。

高島会長：私もそのほうがはっきりすると思います。

西川委員：「助け合っ」だと，我が家の話になりますが，我が家の夫だったら「助けてやってるじゃないか，これだけ俺はやっている。ほかの夫よりも（手伝って）やっているぞ。」と言います。助けてほしいのではなく，共同，共にしてほしいのです。「助け合っ」という言葉はやはりひっかかります。「ともに」という言葉にしてほしいです。

高島会長：4．の右と左は同じような内容ですよ。

村上委員：男女という言葉を取るなら，ふきだしの中を取ったほうがいいと思います。4．の横は見出しですからはっきり男女と書いたほうが明確でいいです。

高島会長：よろしいでしょうか。

事務局／岡田：では，「4．男女ともに家事と仕事などを両立させます」，ふきだしの中は「家事，育児，仕事，地域の活動を男の人も女の人も分かちあおうね。」でよろしいですか。

高島会長：はい。では，4頁はいかがですか。「いやらしい」という言葉についてと，「参画」の説明が必要というご提案がありました。

宮本委員：「参画」については，2頁に説明があるということでした。

柳屋委員：2頁からずっと話しが続いているのですよね。それでしたら，「2頁のように」というように入れてもいいですね。

村上委員：星印か何かで，参照するように注意喚起をするようにしたらいかがですか。

村上委員：前のウサギを見てくださいますといたほうが浸透すると思います。

吉川委員：「市」と「市民」と「事業者等」の「さんかく」のイラストがありますが，「市」のところの男の人をどうやって「市」と認識するのかわかりません。市の職員ということでしょうか。

宮本委員：市の職員には女の人もいるわけですから，「市民」のイラストと男女が逆でもいいですね。

吉川委員：職員の胸のところに芦屋市のマークでもあるといいですね。

宮本委員：「市」を女の人にしてもいいわけですね。

吉川委員：どうしてネクタイをした男の人が「市」になるのかわからないので芦屋市のマークでもつけておいたほうがいいと思います。この若い男の人が市のシンボルというのはちょっとおかしいと思いました。

村上委員：では，人間ではなくて，芦屋市の市章が擬人化して持っていてもいいですね。

宮本委員：市長の顔にしたらどうでしょうか。

村上委員：でも市長が変わった場合もこれを使いますから。

高島会長：では、4頁はよろしいでしょうか。

事務局／岡田：「いやらしい表現」はどのようにしたらよいですか。

高島会長：できるだけ条文に近い表現がいいと思います。

事務局／岡田：「性的感情を刺激する表現」でよろしいですか。

宮地委員：「著しく」を入れないと「性的感情を刺激する表現を禁止する」だと憲法上、表現の自由を奪ってしまう過度の制約だという議論になってしまいます。「著しく」が必要です。

高島会長：では、5頁にも「いやらしいことを言ったりしたりする」とありますがこれはいかがでしょうか。子どもたちは使うかもしれませんが、「いやらしい」という言葉はあまり好きではありません。5頁でほかにございますか。では、6頁、7頁はいかがでしょうか。

吉川委員：6頁の小さく「相談」と書いてある札が置いてある机があります。もっと大きく書いてほしいと思います。中学生にここに来て相談したり、色々してほしいです。業務の中に「相談」があるということを知ってほしいと思います。

柳屋委員：その札を大きくするのではなく、まるで囲って、「情報の提供」や「活動の場の支援」と表示してありますが、相談もそれと同じようにしたらいいと思います。

吉川委員：それができるのであればいいと思います。

事務局／岡田：スペースの問題がありますが、できると思います。

高島会長：丸いテーブルのイラストが二つありますがこれの区別は何でしょうか。

柳屋委員：一つは、グループ定例会ではないでしょうか。

高島会長：もう一つは、テーブルの真ん中がお花なので単なる話し合いでしょうか。これは重複しているような感じですよ。講座のイラストは、1人が話しているのをみんなが聞いているより、フォーラム的なほうがいいと思います。これは空白の無駄遣いのように思います。丸テーブルを描くなら、位置をずらしてくっつけないほうがいいかなと思います。他に何かございませんか。7頁は、さきほどのご意見で16条を条例に沿ったことばに修正するということでした。これでよろしいでしょうか。

柳屋委員：苦情は何に対する苦情ですか。

高島会長：市の施策に対する苦情です。

柳屋委員：そのことについて原文も入れておく必要はありませんか。

事務局／岡田：そうするとあまりにも長くなってしまいます。原文は、「市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情または提案」です。

柳屋委員：「市の施策」という言葉だけではだめでしょうか。

事務局／岡田：それではあまりにも範囲が広がってしまいます。

柳屋委員：これだと「意見」ですから，色々なことが言えるような気がします。

高島会長：提案も含めて「苦情等」と条例はしています。「苦情」と積極的な「提案」を含めたらいいのではないのでしょうか。

中山委員：そうすると長くなってしまいますので，米印をして「条例16条」と注釈をつけたらどうでしょうか。表現しきれない部分はそうしたらいいと思います。上部にも「16条」と書いてありますが，結びつきにくいと思います。

高島会長：今までのご意見をふまえた修正案をFAXか何かで返していただけますでしょうか。それとも，事務局にお任せしますか。皆さんのご意見は，いかがでしょうか。

村上委員：いつまでに完成させたらいいのでしょうか。

事務局/岡田：3年生の卒業式が3月10日ですので，7日までには学校に届けて差し上げたいと思います。スケジュール的にはかなりタイトです。

高島会長：では，事務局にお任せしましょうか。よろしいでしょうか。

宮地委員：ちょっと，よろしいでしょうか。5頁の「ドメスティック・バイオレンス」のところで「夫婦や恋人だからといって」とありますが，暴力や相手を傷つけることはどんな関係であっても許されることはありません。「夫婦や恋人のなかでも」とするほうがいいと思います。

高島会長：「でも」のほうが，短くもなりますしいいですね。それでは，本日お帰りになってから何か気づかれましたら，事務局にご連絡ください。第一の議事について審議が長くなりましたので，時間が残り少なくなりましたが次の議事に移ります。では，市職員を対象に男女共同参画研修の報告を簡単をお願いします。

事務局/岡田：前回の審議会では，市職員に対する研修の必要性についてご指摘いただきましたので，実施しました。男女共同参画の研修は，毎年行なってはいるのですが，今年のご指摘いただいたことを参考に，ワークショップのような形式で特に若手の職員を中心に1月14日に行ないました。人事課と共同で実施しております。テーマを4つに大別し，「職場での固定的な性別役割分担意識の是正のための取組み」「職場優先の環境を是正し男性の家庭生活への貢献を職場で促進する」などワークライフバランスを意識して研修をしました。これは，報告のみとさせていただきます。ワークショップの中で職員がいくつかの提言をまとめました。ワークシェアの重要性などが意見として挙がっております。

高島会長：ご質問がないようでしたら，次に進ませていただきます。「その他」のところですが，来年度に1年前倒しでDV対策基本計画の策定をすることについてご報告いただいて，皆さんからご質問をお受けしたいと思います。では，事務局をお願いします。

事務局/岡田：はい。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律の概要」を、これは平成19年の改正法についてですが、配布させていただいております。その中で、今までは都道府県のみで義務付けられていたいわゆるDV対策基本計画を、市町村に対しても努力義務ですが策定しなさいということになっています。市としてはできるだけ早い時期に着手したいという意向がありながら、体制的な問題もあって、平成23年度に着手しようと考えていたのですが、前倒しでできないかということで来年度、4月から着手することになりましたので、この審議会でご報告させていただきます。それにあたりまして、私どものほうでどのように策定していくか、まだ決められていない状況ではあるのですが、この防止法の中の一つの大きな項目としてポイントとなるのが、「関係機関の間の連携」だと考えております。具体的には、警察、県の一時保護施設、などとどのように連携をとっていくのが重要と考えています。この改正防止法の中で「配偶者暴力支援センター」の整備があがっていますが、これは色々な機能を持ったものです。都道府県や神戸市などの大きな市では、一時保護所を持ちながら相談機能と一体となって「配偶者暴力支援センター」というものがすでに設置されています。市町村レベルでどういう機能がもてるのかを来年度考えながら、そして関係機関とどういった連携をとれるのか、考えていかなければならないことのポイントになると思っています。ただ、まだ具体的にはこれからのことです。

高島会長：計画をつくられていくときに、審議会とは別に策定委員会のようなものを設置されるのですか。

事務局／岡田：はい、今のところは検討委員会のようなものの設置を考えております。今回はDVの専門機関である、警察、外部機関である保健所、保健センター、措置の部分で関わってきます福祉事務所、法律的な専門機関などに検討会に入っていたきたいと考えています。

高島会長：この審議会からも何名か参加するのですか。

事務局／岡田：はい。できましたらお願いしたいと考えております。

高島会長：あと5分くらいですが、何かご質問はありますか。

中山委員：最終的には審議会でも条例を審議するのですか。

事務局／岡田：基本計画策定の進捗状況によってその都度ご報告させていただいて、ご意見を頂戴したいと思います。審議会の中で原案を作成していただくという形ではありません。

中山委員：県レベルまでは（基本計画が）ありましたが、これからは市町村レベルで行なっていくということですね。

事務局／岡田：基本計画の策定について、そうです。

中山委員：はい。そうしたらそのときに一番大事なものは連携です。先日、宮城県で事件がありました。10回以上も相談していてもそれ以上対応できなかったということがありました。そのようなことが芦屋で起こってはいけません。相談されたところは、他人事ではありません。

そのために（関係機関が）手を取り合ってもらわなければいけないと思います。

高島会長：事務局はそのようなことも考えていらっしゃいます。阪神間では、伊丹市だけが（基本計画を）作っています。神戸市はもちろんですが。

事務局／岡田：兵庫県と神戸市はすでに策定されています。

高島会長：伊丹市は施設を作られたけれど、いえ、まだ施設そのものができていませんね。

事務局／岡田：施設そのものというよりは、この支援センターという機能の位置づけです。いわゆる箱物のセンターを作るのではなく、センターにどういう機能を整備するのか、どこまでの機能が付随できるのかということになってきます。どういう機能をどこまで持たせていくのかが大きなポイントになると思います。一時保護は基本的に県が行なうものです。

柳屋委員：現時点でかなり深刻な相談はあるのですか。

事務局／岡田：芦屋市では、DV相談と女性の一般相談とを分けて相談を受けていますが、DV相談の予約はかなり多いです。予約してキャンセルするかたも多いのですが、それはいろいろな事情があるのだと思います。予約状況を見ると、潜在的なニーズが高まってきているのだと推測しています。4月からは、DV相談のほうの枠を多く取っていきながら、一般相談の空いているところにDV相談を入れていこうと考えています。来年度は相談枠を増やしていきたいと思っています。それにあわせて、基本計画によって相談事業をどのように位置づけてどこまでの機能を持たせていくのかを考えていきたいと思っています。

高島会長：それではご質問がないようでしたら、終了したいと思いません。事務局に進行を移します。

事務局／岡田：本日いただいたご意見をもとにパンフレットを修正させていただいて、FAXをお持ちの委員のかたにFAXでお送りします。見ていただいて、全く違うというところをご指摘いただいたらいいのですが、こちらでも同時並行で作業を進めさせていただきたいと思っています。

高島会長：本日はありがとうございました。ぜひ他の作品をご覧ください。お帰りください。